

入間川地区中学校統廃合の検討状況について

入間川地区の中学校の統廃合については、平成23年11月に開催された入間川地区中学校統廃合検討協議会第6回会議において、**東中学校**を統廃合の対象校とすることで合意が得られたことを踏まえ、平成24年度からは新たに学区部会を設け、統廃合に伴う学区の見直しに向けた検討協議を進めてきました。

このたび、検討協議会において、特別許可地区の設定を含めた統廃合に伴う学区の見直し及び統廃合の時期についての合意が得られましたので、報告します。

1 統廃合に伴う学区の見直し

次のとおり、東中学校を小学校の通学区域ごとに編入統合することで合意されました。

東中学校区

新狭山小学校区 ⇒ 中央中学校

新狭山小学校に通っていた児童に限り、堀兼中学校への新入学を可能とする特別許可地区の設定は、統合後も継続します。

統合時に中学2年生または中学3年生となる東中学校の在校生に限り、狭山台中学校への通学も可能とします。

富士見小学校区 ⇒ 狭山台中学校

統合までの間、現在設定されている特別許可地区(富士見小学校区のうち狭山台中学校への通学も可能な区域)の範囲は変更しません。統合後に設定する中央中学校への通学も可能とする特別許可地区は、狭山中央通りを境に北側の区域の一部とします(現在、狭山台中学校への通学も可能な特別許可地区に設定されているエリアを除いた区域)。

御狩場小学校区 ⇒ 山王中学校

統合時に中学2年生または中学3年生となる東中学校の在校生に限り、狭山台中学校への通学も可能とします。

【検討協議会の検討経過】

H23. 1.31	検討協議会第1回会議
H23. 6.16	検討協議会第2回会議
H23. 8. 4	検討協議会第3回会議
H23. 9.22	検討協議会第4回会議
H23.10.27	検討協議会第5回会議
H23.11.24	検討協議会第6回会議
H24. 2. 9	検討協議会第7回会議
H24. 3.29	検討協議会第8回会議
H24. 5.28	学区部会第1回会議
H24. 7.17	学区部会第2回会議
H24.11.15	学区部会第3回会議
H24.12. 2	検討協議会第9回会議
H25. 2.25	学区部会第4回会議
H25. 3.18	学区部会第5回会議
H25. 3.27	検討協議会第10回会議
H25.10. 1	検討協議会第11回会議

2 統廃合の時期

制服の扱い等に関する検討協議、統合先の中学校の環境整備、教育課程のすり合わせや生徒の事前交流など、統合に向けた準備に要する期間を考慮するとともに、文部科学省が平成27年度までに公立学校施設の耐震化を完了させる方針を示していることを踏まえ、統廃合の時期は平成28年4月を目途とすることで合意されました。

《参考》平成28年4月の統合に伴う学校の移動（東中学校区）

H25年4月	H26年4月	H27年4月	H28年4月
新狭山小4年生	新狭山小5年生	新狭山小6年生	中央中または堀兼中1年生
富士見小4年生	富士見小5年生	富士見小6年生	狭山台中1年生 ※一部の地域は中央中への通学も可
御狩場小4年生	御狩場小5年生	御狩場小6年生	山王中1年生
新狭山小5年生	新狭山小6年生	東中または堀兼中1年生	中央中、狭山台中または堀兼中2年生
富士見小5年生	富士見小6年生	東中1年生 ※一部の地域は狭山台中への通学も可	狭山台中2年生 ※一部の地域は中央中への通学も可
御狩場小5年生	御狩場小6年生	東中または山王中1年生	狭山台中または山王中2年生
新狭山小6年生	東中または堀兼中1年生	東中または堀兼中2年生	中央中、狭山台中または堀兼中3年生
富士見小6年生	東中1年生 ※一部の地域は狭山台中への通学も可	東中2年生 ※一部の地域は狭山台中への通学も可	狭山台中3年生 ※一部の地域は中央中への通学も可
御狩場小6年生	東中または山王中1年生	東中または山王中2年生	狭山台中または山王中3年生

※ 入間川地区中学校統廃合検討協議会の検討状況の詳細については、狭山市公式ホームページをご覧ください。

